

## 民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被告となっている次の民事訴訟については、平成30年2月28日に相手方と訴訟上の和解をし、終結しました。

### 1 当事者

- (1) 原告  
呉市在住の個人
- (2) 被告  
呉市

### 2 事件番号等

広島地方裁判所呉支部平成29年（ワ）第100号所有権移転登記請求事件

### 3 解決金額

15万円

### 4 和解期日

平成30年2月28日

### 5 和解に至るまでの経緯

原告の祖父は、呉市が所有する川尻町森1丁目地内の土地（公有財産台帳上は墓地（17平方メートル）。以下「本件土地」といいます。）に遅くとも昭和58年5月31日までに倉庫を建築し、原告はその後当該倉庫を相続により取得しました。

原告は、本件土地を祖父が占有を開始した昭和58年5月31日（長期取得時効の起算点）から、又は、原告が占有を開始した平成13年12月21日（短期取得時効の起算点）から近隣住民から異議を唱えられることなく公然と占有しており、長期取得時効については平成15年5月31日の20年経過により、短期取得時効については平成23年12月21日の10年経過により、時効取得が完成し、所有権を取得したとして、時効を援用し、呉市に原告に対し本件土地の所有権移転の登記手続をするように求め、提訴したものです。

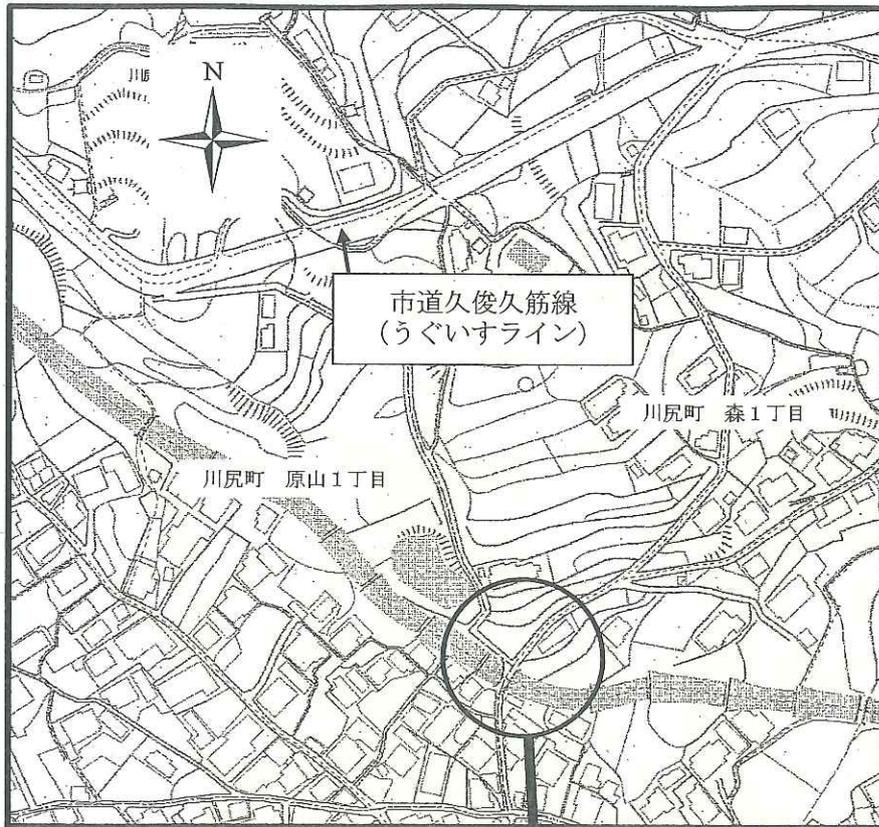
広島地方裁判所呉支部において審理が進められていましたが、同裁判所からの和解案の提示を受け、和解条項について検討したところ適当であると認めたため、これに応じ、訴訟上の和解をしたものです。

### 6 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件土地につき、原告が所有権を有することを確認する。
- (2) 原告は、被告に対し、本件解決金として、15万円の支払義務があることを確認する。

- (3) 原告は、被告に対し、前項の解決金を、平成30年2月28日限り、被告方に持参又は送金して支払う。
- (4) 被告は、原告に対し、本件土地について、和解を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は、原告の負担とする。
- (5) 原告はその余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

【位置図】



【拡大図】

